

**「電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案」
に対して寄せられた意見及び総務省の考え方**

別添

意 見	総務省の考え方
<p>意見 1 通信事業者の経営実態の見極めに契約数把握は必然であり、改正に問題はない。</p>	<p>考え方 1</p>
<p>通信事業者の経営実態の見極めに契約数把握は必然と考えます。改正に問題無いです。</p> <p align="right">【個人】</p>	<p>本改正案に賛同する御意見として承ります。</p>
<p>意見 2 改正の趣旨にある「移動系通信市場を活性化させるため」という点であるが、日本の人口を超えている同市場を活性化させる理由はない。また、電気通信事業は、ハードウェア事業、ソフトウェア事業、セキュリティ事業の3つで定義すべきであったのに、それをしなかったために、家電量販店ビジネスのような電気通信に責任を持たない単なる契約者獲得の営業業務が含まれてしまっている。</p>	<p>考え方 2</p>
<p>改正の趣旨を読むと、「移動系通信市場を活性化させるためには、MVNO仮想移動電気通信サービスの役割が重要であり位置付けを明確化するとともに、競争の進展状況を分析する必要がある」と言うのだが、総務省報道では「平成 24 年度第 4 半期（3 月末）の携帯電話・PHSの契約数（MVNO含む）は1億4,113万（前期比+2.0%）、固定系ブロードバンドサービスは、3,530.4万（前期比±0%）と横ばい」だと書かれている。これを見れば、どう見ても日本の人口を超えている移動系通信市場系を活性化させなければならない理由は見えてこない。そもそもMVNO仮想移動電気通信サービスという定義付けが間違っているとしか思えない。電気通信事業は、通信回線というハードウェア事業と、インターネットへの接続というソフトウェア事業、更に情報セキュリティ事業という3つで定義すべきであったのである。それをせず、野放しにしたものだから、携帯電話回線を使った定額制データ通信料金プランなどという家電量販店ビジネスもどきが出現してしまったのである。つまり電気通信に責任を持たない単なる契約者獲得の営業業務でしかないものである。また固定無線通信は失敗が避けられない。固定無線アクセスFWAは案の</p>	<p>移動系通信市場の活性化は、契約数の増加だけでなく、料金の低廉化やサービスの多様化等によって利用者利便の向上も期待されることから、総務省として推進すべきものと考えます。</p> <p>中段以降の電気通信事業の定義に関する御意見については、今後の参考意見として承ります。</p>

<p>定衰退傾向であり、広帯域無線アクセスBWAも見通しのきく範囲でしか通信できないなどとは、消費者トラブルに発展してしまうだろう。なお、ポットの使用状況から高齢者の安否を確認するサービス、車載通信機器を通じてカーナビのデータを更新したり、事故や盗難時に車の状況を知らせるなどのサービス、幼児や高齢者の所在位置確認サービスなどは、電気通信ではなく、通信カラオケなど同類のアプリケーション事業である。ぜひ正確な認識のもとでも電気通信政策を望むものである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>意見3</p> <p>今般の改正について、全面的に賛成。改正案は、我が国において多種多様なMVNOが誕生して種々の事業を展開していることを広く内外に知らしめるものであり、携帯電話事業及びMVNOの双方の視点から好ましいもの。改正により、MVNOのさらなる発展と寡占化解消の一助となることを強く期待。</p>	<p>考え方3</p>
<p>今般の意見募集の対象となる電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則改正について、全面的に賛成します。</p> <p>総務省調査（平成24年12月）によれば、今や我が国のMVNO数は345社に上るとのことです。この事実は、間違いなく多種多様なMVNOが誕生し、種々の事業を展開していることを示しています。</p> <p>今回の改正提案は、その事態を広く内外に知らしめるものであることから、携帯電話事業及びMVNOのさらなる活性化、双方の視点から好ましいものと考えます。</p> <p>携帯電話事業が実質的にMNO3社により寡占化されている中、今回の改正が、MVNOのさらなる発展と寡占化解消の一助となることを強く期待します。</p> <p style="text-align: right;">【日本通信株式会社】</p>	<p>本改正案に賛同する御意見として承ります。</p> <p>また、移動系通信市場では、上位3事業者の市場シェアは依然として高いため、MVNOの契約数等の報告を受けることで、同市場の動向をより正確に把握し、引き続き、移動系通信市場における競争環境の整備に努めていく考えです。</p>
<p>意見4</p> <p>今般の改正について、全面的に賛成。改正案は、MVNOの成長度を把握し、それを広く知らしめるものであり、携帯電話業界及びMVNO双方の視点から好ましいもの。また、MVNOにとって特段の負荷も存在せず、運用上の問題もない。本改正に基づく報告及び実態の公表により、種々の課題が克服され、より健全な市場環境が調うことを期待。</p>	<p>考え方4</p>
<p>1. 改正に関する意見</p>	<p>本改正案に賛同する御意見として承ります</p>

<p>今般の意見募集の対象となる電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則改正について、全面的に賛成します。</p> <p>この改正は、携帯電話事業活性化の柱の一つであるMVNOの成長度を把握し、それを広く知らしめるものであることから、携帯電話業界及びMVNO双方の視点から好ましいものと考えます。また、実際のところ、MVNO事業者に対する特段の負荷も存在せず、運用上の問題もありません。</p> <p>これらの変更とそれに基づく報告及び実態の公表により、下記2項に記載した問題点を含む種々の課題が克服され、より健全な携帯電話市場環境が調うことを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【MVNO協議会】</p>	<p>す。</p> <p>なお、健全な市場環境整備に期待するとの御意見に対する考え方は、考え方3に同じです。</p>
<p>意見5</p> <p>契約数3万以下のMVNOが300社以上あるとの報告もあり、これら小規模のMVNOの大半はMNOとの折衝力が不十分であると想定される。特に第二種指定電気通信事業者との間には、重要な課題が解決されず残っているため、一刻も早く健全な情報通信市場が構築されることを切に要望する。</p>	<p>考え方5</p>
<p>2. MVNO事業に関連する意見</p> <p>総務省調査（平成24年12月）によれば、今や我が国のMVNO数は345社に上るとのことです。この事実は、間違いなく多種多様なMVNOが誕生し、種々の事業を展開していることを示しています。</p> <p>一方で、契約数3万以下のMVNOが300社以上あるとも報告されています。これら小規模のMVNOの大半はMNOとの折衝力が不十分であると想定されるどころ、引き続き公平かつ公正な事業環境が維持されることは、特にMNOとの関係において重要です。</p> <p>しかしながら両者間、特に第二種指定電気通信事業者との間には、以下のような重要な課題が解決されずに残っています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 接続料金を巡る紛争 2) 接続料算定に用いる算入コストとMNOの自社ユーザの料金決定に際して使用するコストとの関係（同一のネットワークを利用しているので、同一のネットワークコストが用いられているはずであるところ、一物二価になっている可能性または原価割れの可能性が高いこと） 	<p>今回の意見募集における改正内容とは直接関係ないものと承知しておりますが、今後の行政に対する参考意見として承ります。</p> <p>なお、総務省においては、本改正に基づきMVNOの契約数等の報告を受けることで、移動系通信市場の動向をより正確に把握し、引き続き、同市場における競争環境の整備に努めていく考えです。</p>

<p>3) 不透明な卸契約の存在（その内容や、相互接続との違いがはっきりしないことによる不透明性）</p> <p>4) 進展しないMNO網機能のアンバンドル化（第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドラインに記載されている「アンバンドル化することが望ましい機能」にレイヤ2接続機能があるが、未だにこれを具備していないMNOが存在することなど）</p> <p>5) アンバンドル化対象機能に対する接続時の網改造料の負担（上記4）項に関連して、網改造料が莫大な金額になることがある。慣習的に網改造料は接続事業者が負担することになっているところ、この莫大な開発費が接続の障壁となって、接続をあきらめざるを得ない事実が存在することなど）</p> <p>6) SIMのアクティベーション等に用いるプロビジョニング装置の利用料金や機能解放問題（SIMアクティベーション等は接続機能の一部であるところ、接続料との関係が整理されていない。また、海外の事業者と異なり、そのシステムインターフェースが開示されないため、MVNO社内システムとの電子的な連携ができず、業務に支障をきたしていること）</p> <p>7) SIMロックフリー化が進展しないこと</p> <p>8) 過度なMNPインセンティブや端末販売奨励金の支払いが常態化していること（TWO TOP戦略と言われるような過度の販売奨励金を伴う行為が常態化し、端末製造業者を含めた携帯電話市場の健全な発展が阻害されている事実）</p> <p>MNO3社による市場寡占状態が進行する中、総務省におかれては、このような問題の解決に引き続き注力していただき、一刻も早く健全な情報通信市場が構築されることを切に要望致します。</p> <p style="text-align: right;">【MVNO協議会】</p>	
<p>意見6</p> <p>MNOとしては、顧客がMVNOに相当するかどうか最終的に判断がつきかねることがあるため、MNOから総務省殿への報告内容の精度には一定の限界が存在することに鑑み、当該報告内容に対するMNOの責任範囲が限定的となることをご理解頂きたい。</p>	<p>考え方6</p>
<p>MNOが法人顧客に対して移動通信サービスを提供するにあたり、当該顧客が自社利用を目的として契約するのか、第三者（エンドユーザー）にサービスを提供す</p>	<p>今般の改正は、MNOに対してMVNOに係る契約数等の報告を求めると同時に、</p>

<p>る目的で契約するのは、基本的に顧客からの申告に基づき判断します。</p> <p>顧客が何らかのサービスを第三者に提供する場合でも、通信モジュールによるものや、自ら設備を持たない再販型のような様々な形態が存在し、当該顧客自身では仮想移動電気通信サービス事業者（MVNO）の定義に該当するかどうかは必ずしも判断できない場合が多いのが実情です。このため、MNOとしても顧客がMVNOに相当するかどうか最終的に判断が付きかねることとなります。</p> <p>こうした事情から、MNOから総務省殿への報告内容の精度には一定の限界が存在することに鑑み、当該報告内容に対するMNOの責任範囲が限定的となることについてご理解頂きたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>MVNOに対しても直接契約数等の報告を求めることとしており、MNO及びMVNOからの報告を組み合わせることで、より正確な移動系通信市場の実態把握が可能になると考えているものです。各報告事項については、そのための必要最低限の項目を定めており、総務省としては、両者からの報告を総合して市場の実態把握を徹底していきます。</p>
<p>意見7</p> <p>現状の移動系通信市場の実態を精緻に把握することを目的とした本改正は適当。しかしながら、MVNOの事業内容に関する詳細については、その機密性や役務の提供主体であることを考慮し、MVNOから報告することが適切。</p>	<p>考え方7</p>
<p>現状の移動系通信市場の実態を精緻に把握することを目的として、電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正することは適当と考えます。</p> <p>しかしながら、様式第3の第2表、様式第13の第2表の改正案にある、契約数及び事業者数の内訳に規定されている「接続に係るMVNO」、「MNOであるMVNO」、「契約数が3万以上であるMVNO」等のMVNOの事業内容に関する詳細については、事業内容の機密性や役務の提供主体であることを考慮し、MVNOから報告頂くことが適切な内容と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>基本的に本改正案に賛同する御意見として承ります。</p> <p>なお、MVNOの事業内容に関する詳細報告に係る御意見に対する考え方は、考え方6に同じです。</p>
<p>意見8</p> <p>この度の改正は、昨今の移動系通信市場の競争の進展状況を分析するためのものであり、今後、公正競争環境の維持・強化につながることを期待。しかしながら、改正後の競争評価等に当たっては、届出・報告対象であるMVNOの範囲に限定することなく、「MNOの無線ネットワークを活用して多様なサービスを提供する」という本来の仮想移動電気通信サービスの趣旨を勘案して分析・評価すべき。なお、今回の改正により報告するデータには電気通信事業者の経営情報も含まれるため、その取扱いには引き続き十分な配慮をお願いしたい。</p>	<p>考え方8</p>

この度の電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の改正（以下、「規則等の改正」という。）は、「仮想移動電気通信サービス」の法令上の位置付けを明確化するとともに、仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者（以下、「MVNO」という。）を直接の報告主体として一定の報告義務を課すことで、昨今の移動系通信市場の競争の進展状況を分析するためのものであると理解しています。

従って、今回の規則等の改正を、今後、総務省殿が実施する「電気通信事業分野における競争状況の評価」（以下、「競争評価」という。）を始めとした各施策の中で適切かつ有効に活用し、公正競争環境の維持・強化を図る政策の決定へとつなげて頂くことを期待します。

しかしながら、「仮想移動電気通信サービス」の市場は、固定回線とのセット販売、位置情報サービス、法人回線へのアクセス提供等、今後も多様な提供形態が期待される分野であることから、改正後の電気通信事業報告を踏まえて実施される競争評価等の分析・評価に当たっては、必ずしも届出・報告対象である「MVNO」の定義の範囲に限定することなく、「MNOの無線ネットワークを活用して多様なサービスを提供する」という本来の仮想移動電気通信サービスの趣旨を勘案して競争状況を捉えて頂きたいと考えます。

なお、今回の改正により報告されるデータには電気通信事業者の経営情報も含まれるため、データの取扱いにおいては引き続き十分な配慮をお願いします。

【ソフトバンク・グループ】

基本的に本改正案に賛同する御意見として承ります。

改正後の競争評価等の対象に関しては、今回の意見募集における改正内容とは直接関係ないものと承知しておりますが、今後の参考意見として承ります。

なお、本改正により取得することとなる契約数等については、移動系通信市場の動向を示すデータとして、電気通信事業報告規則第10条に基づき集計結果を公表する予定ですが、公表に当たっては、電気通信事業者の意向にも留意し、適切に対応していく予定です。

以上